令和８年（フ）第３５１号
大分市古国府１丁目２番17―202号　グリーンヒル古国府Ⅱブライト
債務者　福川　雅基
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１０３号
宮崎県都城市久保原町22街区４号　ザ・グレイシズＣ棟107号室、前住所福岡県宗像市石丸二丁目９番20―103号
債務者　岩本隆之介
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１１１号
宮崎県都城市山之口町花木2302番地１　高齢者総合支援センターきりしま、前住所宮崎県都城市山田町中霧島3150番地５
債務者　村岡　悦男
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第５８号
岩手県一関市花泉町金沢字恵比須沢11―22、住民票上の住所岩手県一関市花泉町金沢字恵比須沢11番地13
債務者　千葉　政幸
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第４２号
秋田県大館市美園町５番50号
債務者　藤田　典子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第１２３号
福島市松川町関谷字大窪66番地
債務者　紙谷　未来
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第２８号
福島県白河市白井掛下27番地１
債務者　オオシロ　セルヒオ　アリエル（通称　大城　セルヒオ　アリエル）
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第２５号
富山県魚津市金山谷318番地甲
債務者　黒崎　敏美
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第５４号
長野県茅野市玉川2403番地３
債務者　平林　むつ美
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第４１２号
静岡市清水区船越東町718番地の20
債務者　井上　友紀（旧姓深澤）
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４６１号
静岡市清水区駒越北町５番87号
債務者　望月　優子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７１２号
京都市山科区四ノ宮鎌手町33番地35　カティ・ワン301、前住所滋賀県草津市芦浦町803番地　大同運送寮
債務者　松木　興世
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７８６号
京都市山科区東野門口町13番地１　山科ハイツ566
債務者　新妻　千夏（旧姓　堀）
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８７４号
京都市伏見区羽束師志水町126番地３　ウイングカレッジ　101
債務者　巽　　政子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３８０号
兵庫県高砂市西畑３丁目１番５―405号
債務者　宮川　仁美
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１８４号
奈良県磯城郡田原本町大字八尾589番地の１　アモクレスコ弐番館103号室
債務者　田淵　基之
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係